

第14回松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議 議事要旨

日 時：2023年5月23日（火）13:30～14:40

会 場：松戸市衛生会館 3階 大会議室

出席者：

内山 久雄委員（東京理科大学名誉教授）〔本検討会議 会長〕
浅川 靖之委員（東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部）
大川 敦委員（東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
※代理出席：渡部 裕二 氏）
足原 潤一委員（新京成電鉄株式会社）
柴崎 俊哉委員（北総鉄道株式会社）
池澤 孝信委員（東武鉄道株式会社）
北原 幸治委員（流鉄株式会社）
中嶋 貞治委員（松戸新京成バス株式会社）
三浦 裕樹委員（京成バス株式会社）
武藤 一彦委員（東武バスセントラル株式会社）
檜山 雅紀委員（ちばレインボーバス株式会社）
中村 郁委員（新京成バス労働組合）
鈴木 慎也委員（京成バス労働組合）
成田 斉委員（一般社団法人千葉県バス協会）
高橋 直人委員（国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局）
高梨 忠生委員（国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所）
村上 直委員（松戸市はっらっクラブ連合会）
町山 貴子委員（社会福祉法人松戸市社会福祉協議会）
小倉 慎一委員（松戸市 街づくり部 街づくり部長）
柳下 浩司委員（松戸市 街づくり部 街づくり課長）
湯浅 勝委員（松戸市 街づくり部 都市計画課長）
関戸 洋史委員（松戸市 建設部 建設総務課長）
中平 治委員（松戸市 経済振興部 商工振興課長
※代理出席：小林 正和 氏）
土屋由美子委員（松戸市 市民部 市民自治課長）
花嶋 聡委員（松戸市 健康医療部 健康政策課長）
長島 朋子委員（松戸市 福祉長寿部 福祉政策課長）
川鍋 愛美委員（松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課長）

欠席者：野村 徳康委員 (松戸地区タクシー運営委員会)
高城 政利委員 (全国自動車交通労働組合)
芦村 健爾委員 (千葉県東葛飾土木事務所)
高見 竜一委員 (松戸警察署)
鈴木 健司委員 (松戸東警察署)
田瀬 信一委員 (松戸市商店会連合会)
恩田 忠治委員 (松戸市町会・自治会連合会)
文入加代子委員 (松戸市消費者の会)

事務局：松戸市 街づくり部 (1名)
交通政策課 (6名)

1. 開会

- (1) 委員紹介
- (2) 会長挨拶

会 長：日ごろから松戸市の維持や発展、また地域の実情に応じた運送サービスの普及・促進にご理解ご協力に感謝申し上げます。活力のある地域社会の実現に向けてお力添えを得ながら、協議を進めてまいりたい。

- (3) 副会長選任

※会長から副会長に小倉委員の推薦があり、承認された。

2. 議題

※事務局より傍聴希望者について連絡があり、1名が入室した。

- (1) 松戸市コミュニティバス(中和倉コース)運賃改定について

委 員：資料 1-1 の 1. 改定理由について、「競合」という言葉の解釈によっては他のバス事業にも影響が出てくる可能性がある。一般的には「競合」とは起終点だけではなく、移動するお客様がある方向に向かって移動する時、起終点が異なっても競合が起きる場合がある。「競合」ということに誤解を避けるため、ゆめいろバスの周辺を走っている一般路線との調整を図るということであれば、この「競合が起こらないように」という部分については必要ないのではないかと思われる。「競合」に関する解釈について事務局からご説明いただきたい。また、情報公開が行われた場合に各委員にどのように通知があり、情報を公開して良いタイミングについては、市から何か案内があるのか。松戸市のウェブ

サイト上に公表するのかなど、具体的な情報公開の取り扱いは今後どのように想定されるのか教えていただきたい。

道路輸送法九条四項及び同法規則第92項に掲げる協議が整っていることの証明書について、本日の会議を経由して関東運輸局に届出を出すという説明だったが、運賃改定においては、認可申請は担当するバス事業者の方で行われるため、届出なのかどうか伺いたい。一般的には上限運賃の改定の場合は認可申請となるが、届出としてご説明いただいた部分について、すでに運輸局等とも調整されていると思うが、重ねて確認をさせていただきたい。

事務局 : 1点目の競合について、具体的には北松戸駅から松戸総合医療センターまでの起終点が同様である。ダイヤは既存の路線バスのダイヤの間を縫ってコミュニティバスが入っているが、ルートは並行する形になっているため今回競合という書き方をしている。起終点のみならず競合する可能性があるというご指摘に対応し、表現は今後検討させていただきたい。

資料の情報公開に関しては、今の予定では6月15日に市のホームページや広報まつど等で公表させていただきたいと考えている。それまでの情報の取り扱いについてはご注意ください。

3点目の証明書については、新京成バスの方にお渡しして届出していただく。

委員 : 情報公開は6月15日との旨と、届出は新京成バスに申請をお願いするという旨は確認した。

1点目の競合の解釈について、具体的に競合の定義は明確ではないと今の答弁で分かった。参考としてお伺いしたいのは、松戸市内の他の一般路線で、このコミュニティバスの影響で今後改定を予定するようなものはないのか、ゆめいろバスだけで良いのかという点について、この検討会議というのは年に何回かの定期的開催なので、現時点で新京成バスがコミュニティバスの影響を受けるところはないということによろしいのか。

事務局 : 現在、ゆめいろバス以外に競合となるような路線等はない。ただ今後、コミュニティバスやその他の交通形態を導入する際に、そういった課題が出るようであれば、それぞれの事業者等と協議しながら進めていきたい。

委員 : 前回の議事録を確認すると、複数の委員から松戸新京成バスの一般路線バスとコミュニティバスが競合して新京成バスのお客さんが減っているというご意見があった。私も「複数の委員から現状について報告が挙げられている状況であるため、本会議においても何らかの対応を考えていくべきではなかろうか」とご意見させていただき、会長の方からも「コミュニティバスの基本的な考え方は『民間路線バスと競合しないこと』であったが、実際に運行してみたら競合しており、黒字路線が赤字になっている状況が報告された。今後の課題は、競合関係を回避できるよう、コミュニティバスの役割や民間路線バスとの役割分担・差別化を検討することではなかろうか。」というコメントを頂いた。今回は運賃改定のことだけだと理解したが、前回もそういった議論があったため、根

本的な解消に向けて今後とも何らかのご検討をいただければと思う。

会 長 : 配慮していきたい。

※運賃改定案について、会長より承認・不承認の確認が行われ、異議がなかったため議題については承認となった。

(2) 令和5年度事業予定について

委員 : 5月～6月に六高台地区と幸田地区で住民協議(方針決定)とあるが、去年の7月の会議だと7月～8月に市で調査をして11月～12月に結果報告をして方針決定をするという話だったので、色々な事情でスケジュールがずれ込んだものと認識している。この住民協議・方針決定というのは具体的にどういう内容なのかお聞かせ願いたい。現時点で六高台地区～五香までちばレインボーバスの路線バスで走らせており、以前は六実駅まで走らせていたが物理的に道路の通行ができなくなって一部路線の見直しをした所である。現時点でこの六高台地区の方針や内容を伺っていないため、この住民協議・方針決定の内容をお聞かせいただければと思う。

また前回の会議において、私から質疑の回答が書面で各委員にお配りされていると思うが、コミュニティバスと一般路線バスの競合について懸念を申し上げた。「コミュニティバスは既存公共交通ネットワークを補完する役割を持つ交通網で、導入検討は『地域』『行政』とともに『事業者』の三者が協働・連携して進めていく」と松戸市から回答をいただいているが、もし仮にコミュニティバスを入れようということであればご回答の通り協働連携していただきたい。またその他「交通事業者が意見する機会等を設けることも想定しています。」というご回答もいただいているので、その辺りも是非お願いしたい。

事務局 : 六実・六高台地区、幸田地区については令和4年度に移動実態調査を実施し、地域に結果報告をさせていただくところまで進んでいる。地域の交通と考える際にも、地域が主体で行政と事業者との3者の連携協働という姿勢は同じものと考えているため、調査結果を報告した後、地域でそのような活動ができるグループが作れるかを地域の方とお話しているところである。その後、調査結果を参考に、どのようなものを必要としているかを見ながら、その地域の移動について検討しながら方針を決定していくことを考えている。

委員 : 住民の方がアンケートを基に色々検討されるのは有意義なことだと思う。ただ一方で、私どもも交通に関しては、80年以上松戸市内でバスを運行しており、何らかの知見が提供できればと思い、そういったアンケート結果については他の地区の事例等も参考にしながらご回答できる部分もあるため、是非共有いただきたい。

また住民の方が協議して住民の方が方針を決定するのか、住民の方の協議結果を受けて松戸市が方針決定するのか、どちらなのか。

事務局 : 市民、自治体、バス事業者の3者で常に協議しながら進めていければと考えており、調査結果が出た際にはそれぞれにご報告させていただき、どこの地域であっても3者で協議しながら進めていければと考えている。

委員 : 今日5月23日で初めてこの話を伺ったのだが、6月までに私どもも何らかの形で関与させていただいて、その方針を6月までに決める予定という認識でよろ

しいか。

事務局 : 予定の5月～6月の方針決定というところについては、あくまでも地域の方に調査結果を報告したうえで、今後の進め方を協議するところである。その内容について、特に六高台地区につきましては、バスを運行しているちばレインボーバスと予定を調整させていただいて、共有させていただければと思う。

委員 : 先ほどの競合の話について、利用者のアンケート調査が中和倉コースで行われる予定であり、定量的にお客様の利用状況を把握することは重要だと思う。一方で、今のルートは一部が松戸新京成バスのルートと重複があり、その影響を少しでも少なくするというを今後検討するためには、今までの定性的なアンケートでもいいが、例えばエリアにある一般路線バスについて、そちらを利用しているか、してないとしたらどういう理由なのかといったように今の一般路線バスの利用も併せて聞くことで、全体的なお客様の動向が分かり、コミュニティバスと路線バスの棲み分けの仕方、ルールや運賃も含めて見えてくるものがあるかもしれない。折角の機会なので、一般路線バスの利用状況を含めて聞いていただければと思う。ぜひご検討いただきたい。

事務局 : 調査では限られた内容でより良い結果を出すことが求められるので、ご意見を踏まえて検討して調査をさせていただいて、結果を共有しながら、既存の公共交通と新たに導入する交通が相乗効果になるような形を考えていきたい。

委員 : 利用者アンケート調査について、ビンゴ方式で行うということは伺った。こうした利用者アンケートが、今後の松戸市の交通に関する方向性や利用促進を検討する上で重要だと認識しているが、聞き方や配布の仕方によって得られたデータが有効であるのか、あまり活用できないのかが変わるのではないか。既に準備されているのであれば見直しは難しいと思われるが、今後の指標として重要な調査であるため、こうした検討会議で各委員に見ていただいて、アンケートをこういう内容で実施したいという部分はこの会議にご提案して出されないと、白紙で委任状を渡すようにも取られかねないので、今後は是非市民の方にお伺いするような内容は、骨子でも結構なので会議にご提案いただければ有難い。

もう一点は、今回この利用者アンケートをする理由として、松戸市コミュニティバスの運行開始から五年経過したため今後の利用促進を検討するという非常に重要なテーマが入っているわけだが、そういう意味では、現在までの松戸市における、公共交通に関するこうしたマスタープランみたいなもの、例えば地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴って地域公共交通計画の策定も県内の多数の自治体に取り組んでいる。現在どのマスタープランの上で利用者アンケートを行うのか、今後公共交通計画の策定のご予定があるのかどうか、今の時点で決まっていなければ考え方もいいので、お伺いしたい。

事務局 : 業務委託先とも話し合いながら、また頂いたご意見を踏まえながら方法を検討しつつ、この会議の中で諮る、もしくはそういった時間が無ければ皆様に書面

等でご意見をいただいて今後検討をしていただきしていければと考えている。公共交通計画につきましては、現在本市におきましても課内で検討しているところであるため、方向性が決まったらご報告させていただければと思う。

委員： 次回の検討会議が8月3日に予定されているが、その前にもうアンケートは実施されるのか。事務局としては何らかの方法で皆様の意見を聞きたいというように伺った。

公共交通計画について、今内部で検討している旨の発言を頂いて是非宜しくお願いたいが、現時点ではこうした公共交通計画で既に策定されたものがあるのかどうか、事実関係としてご確認いただきたい。

事務局： 現時点で公共交通計画は松戸市においては策定されていない。アンケートについては、今年度10月にアンケートを実施する予定で準備を進めているところであり、8月の検討会議に提示するようにスケジュール管理できるかと思うため、その準備も一緒に進めてまいりたい。

会長： 調査項目が決まった時点で委員の皆様と共有をしてくださいということについては、いかがか。

事務局： 実際のアンケート調査全てを8月の検討会議の時点でご準備できるかは微妙なところではあるが、業務委託先と協力し、8月の検討会議で皆様に調査項目等を提示できるように準備を進めてまいりたい。

委員： アンケートの実施について先ほどのご提案の際にも安全性の配慮という言葉が頂いたが、昨今どの乗合バス事業者においても車内事故が非常に増えている観点から、お客様が乗車中に何かの作業をするのであれば、細かな内容を事前に擦り合わせさせていただいて車内事故が発生しないような方策をぜひ考えさせていただければと思う。細かい形を決める前に是非ご相談頂ければと思う。

会長： 私から1つ懸念だが、「アンケート調査」というと良い加減に答えていいと捉えられないか。「アンケート調査」ではなく、「実態調査」とするなど配慮いただきたい。

また、路線バスの競合や3者の協働について、スタートラインとしては、松戸市の13カ所の交通空白地域・不便地域が最初提示され、このような場所にお住まいの方に対し、松戸市として必要に応じてコミュニティバスを走らせる、そんなことは余計だという地区は無視するが、何とかしてくれとお願いする地区に対して市は対応しますよという主旨でスタートしたと認識している。この対応しますの中には、そこにふさわしいバス事業者は何があるかなども考えて、そしてバス事業者と市と地域で協議してより良い公共交通を作りましょうというのがスタートラインだったはずである。そして、必ずしもそうでない場合もあるが、一般論として交通空白地域・不便地域は人口が少ないため、バスを通しても利用者が少なく収益はそんなに上がらない。そのため、収益が出ない分は補助金でカバーするというスキームになっているが、利益が出ないからと言

って空気を運ぶわけにはいかないため、できれば交通空白地域・不便地域に住んでいない人にも利用していただきたいということになる。通勤に利用するお客さんによってある程度の下支えの需要層ができて、それに上乘せして地域の方が乗ってくれて、それでようやく50%ぐらいの収支率になってくる。その意味においては、バス事業において固定的なお客さんも流動的なお客さんも非常に重要である。

そして、そのように通勤通学などで地域に関係がない人が使うことにより、先ほどの檜山委員のご質問のように他の路線バスとの競合ということにもなる。うまく差別化するのが重要だが、だからといって交通空白地域・不便地域の居住者だけのためのコミュニティバスという形はありえない。その辺を明らかにしていくということは極めて重要である。いずれにしても交通空白地域・不便地域は利用者が少ないということが大前提であると思う。

その観点からは、先ほどのアンケートの話について、利用者には大別して2つあるといえる。交通空白地域・不便地域の居住者が利用している場合と、その地域の居住者以外が通勤などで利用している場合である。少なくとも今回の調査では、どちらの層の利用者なのかは分けて考えないといけないと思う。交通空白地域・不便地域の居住者は本当に数が少なくても、1人でもお客さんがいれば走らせるべきだが、それだとバス事業としては全く成り立たない。だから、ある程度固定的に利用してくれる方にもサービスをオープンにするということが必要であり、そのせめぎあい凌ぎあいが今問題になっているのだが、それはやはりもとをただせば、どちらの利用者が利用しているのかというメリハリをつけた調査が必要になってくると思われる。そのような実態調査を行っていただきたい。

加えて、交通空白地域・不便地域に居住していても健常者であれば、多くの場合別の交通手段で移動することが可能であり、いわゆる交通弱者であるとは言えない。最近よく言われているのは、交通弱者とは結局高齢者や障害のある移動困難者であり、交通空白地域・不便地域の居住者のみならず、交通弱者を助け、出不精や引きこもりを防ぐためにコミュニティバスが必要であるという議論である。そういう意味ではコミュニティバスの性格が少し異なってくることが考えられ、協議会の中ではその情報は貴重であると思われる。交通弱者かどうかの峻別は難しいかもしれず、またそのような差別的な情報の取得には課題があるが、検討を進め実のある調査結果を出していただきたい。

会 長 : 以上をもって会議終了とする。

以上